

EncryptSecureDEC エンドユーザー ライセンス契約書 (EULA)

本エンドユーザー ライセンス契約書(以下「本契約」といいます)は、Innovation Craft Inc. (以下「当社」といいます) が提供するソフトウェア「EncryptSecureDEC」(以下「本ソフトウェア」といいます) の使用条件を定めるものです。利用者は本契約に同意した上で、本ソフトウェアを使用するものとします。

第1条 (定義)

1. 「本ソフトウェア」とは、当社が著作権を有する暗号化・復号プログラムおよび関連ドキュメント、更新版、修正版、付属資料を含む一切の成果物を指します。
2. 「利用者」とは、当社から正規にライセンスを取得し、本契約に基づいて本ソフトウェアを使用する個人または法人を指します。

第2条 (ライセンスの付与)

1. 当社は、利用者に対し、本契約の条件に従い、非独占的かつ譲渡不能の範囲で本ソフトウェアの使用を許諾します。
2. 本ソフトウェアの使用は、取得したライセンスキー1件につき1台のコンピュータに限られます。
3. 利用者は、当社の事前承諾なく、本ソフトウェアを第三者に再配布、貸与、譲渡、販売することはできません。

第3条 (禁止事項)

利用者は、以下の行為を行ってはなりません。

1. 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、解析行為。
2. 不正コピー、クラック、ライセンス回避等の行為。

3. 本ソフトウェアを利用して日本法または適用される現地法に違反するデータの暗号化・複合・配布を行う行為。
4. 本ソフトウェアを第三者の知的財産権、プライバシー権その他の権利を侵害する目的で使用する行為。

第4条（著作権および知的財産権）

1. 本ソフトウェアに関する著作権、商標権、特許権その他一切の知的財産権は、当社に帰属します。
2. 利用者は、これらの権利を侵害する行為を行ってはなりません。

第5条（免責事項）

1. 当社は、本ソフトウェアが利用者の特定の目的に適合すること、完全性、正確性、有用性、または不具合が発生しないことを保証するものではありません。
2. 本ソフトウェアの使用または使用不能により発生した直接的・間接的損害、データ損失、利益喪失等について、当社は一切の責任を負いません。
3. 本ソフトウェアを用いて暗号化・復号されたデータの内容および法的責任は、全て利用者が負うものとします。

第6条（サポートおよび更新）

1. 当社は、正規ライセンスを保有する利用者に限り、合理的な範囲で技術サポートおよび更新を提供します。
2. サポート提供の方法、期間、内容は、当社の判断により変更される場合があります。

第7条（契約の終了）

1. 利用者が本契約のいずれかに違反した場合、当社は何らの通知なく本契約を解除できるものとします。

- 契約解除後、利用者は直ちに本ソフトウェアおよび関連データを削除しなければなりません。

第8条（準拠法および管轄）

- 本契約は、日本法を準拠法とします。
- 本契約に関して紛争が生じた場合、京都地方裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9条（改定）

当社は、必要に応じて本契約の内容を変更することができ、最新の利用規約は当社の公式サイトまたは提供ページ上で公開された時点で効力を発生します。

© 2025 Innovation Craft Inc. All Rights Reserved.